

方臘の亂と喫菜事魔

竺・沙・雅・章

は し が き

一 方臘の亂の史料

二 方臘の亂における宗教の役割

三 方臘の亂と喫菜事魔の關係

四 方臘の亂の社會的背景

む す び

は し が き

中國の歴史學界では、かつて中國史上の農民戦争と宗教との關係について論議を呼んだことがあった。^①そこでは後漢の太平道、五斗米道から清末の拜上帝會まで、反亂と關係のあった各種の邪教が取り上げられて、それらの宗教にもともと革命的要素が備っていたのかどうか、それらの宗教經典中に革命思想が含まれていたのかどうかなど、農民戦争に果した宗教の役割や邪教の性格などについて論議された。しかし、そうした論争に並行して個々の宗教反亂なり邪教なりについて綿密な研究が行われたわけではなかったから、不明の事柄が多い。もとより、時の政權に反抗して弾壓された邪教徒の實態、厳しい法禁をくぐって生きつづけた祕密宗教の活動狀況をとらえることは、史料の制約からはなはだ困難である。

そのため充分な検討を経ないままに自明のこととして、誤った見解がそのまま通行することも、往々にしてみられる。その一例が方臘の亂と宗教の關係についてである。

方臘の亂は、周知のごとく、北宋末の宣和二年（一一二〇）十月に睦州青溪縣の人、方臘が花石綱で代表される朝廷の苛斂誅求に抗して蜂起し、たちまちにして兩浙・江東の六州五二縣を席卷し、大いに朝廷を震駭せしめた反亂である。この亂は四川の王小波・李順の亂、湖南の鍾相・楊么の亂とともに宋代の三大農民戦争の一つとみなされて、近年とくに關心を集めて多くの研究が行われ、『宋代三次農民起義史料彙編』という史料集も中國から出版された。ところでこの反亂は喫菜事魔つまりマニ教徒がおこした宗教反亂とされ、この亂を扱った論文では喫菜事魔の一節を設けてマニ教の中國傳播と宗教内容について概述しており、右の史料集も敦煌出土のマニ教經典斷簡まで收載している。しかしそれらの論文に引用する史料からでも、方臘がマニ教徒であったという確證はえられないのである。そればかりでなく、すでに陳垣は「摩尼教入中國考」のなかで、方臘がマニ教徒であったかどうかは明らかでないとし記している^⑤のである。

方臘がマニ教徒であるという確證がないとすれば、彼はどのような宗教を反亂に際して利用したのかについて検討してみなければならない。小稿ではまず方臘の亂に関する文獻を吟味し直し、それぞれの零細な記述を用いて、方臘の亂における宗教の役割を探ってみようと思う。

一 方臘の亂の史料

方臘の亂に関する主要史料は前掲『宋代三次農民起義史料彙編』に收録されているが、その編集ははなはだ杜撰であつて、この亂の史料についても史料吟味がまったく行われておらず、ただ反亂を記した諸記録を漫然と羅列したにすぎないものである。また近年の關係論文でもそれぞれの史料價值を検討して引用しているようには思われないので、はじめに主要史料の若干について検討しておきたい。

まず當代の史籍『續資治通鑑長編紀事本末』一四一（以下、紀事本末）、『宋會要輯稿』（宋會要）、『皇朝編年綱目備要』二八（綱目備要）、『皇宋十朝綱要』一八（十朝綱要）さらに『東都事略』『宋史』などのこの亂に關する記述は、それぞれに記事の疏密の差はあつても、内容に重要な相違はない。そのなかで反亂の經過を日ごとに記録しているのは、紀事本末、宋會要そして十朝綱要であるが、ただ十朝綱要の宣和三年三月の條は、『四史朔閏表』が指摘するごとく、丙申朔を丙戌と誤まつている。またこの月に丁卯の記事まであるが、丙戌朔とすれば丁卯は四十三日、丙申朔としても三十三日となる。したがつて少なくとも三月については本書に信をおきたい。

方臘の事迹をまとめたものに『青溪寇軌』と『青溪弄兵錄』の兩種があり、この亂の研究ではかならず引用される文獻であるが、實は兩書ともに編纂物である。

『青溪寇軌』は書目類にも方勺撰となつてゐるが、實は方勺『泊宅編』、闕名『容齋逸史』それに附録として莊綽『雞肋編』それぞれの中から方臘關係記事を録出したものであり、その編者は『四庫提要』に記すごとく、『學海類編』の編輯者曹溶であろう。その上、本書が依據した『泊宅編』等にも問題がある。

『泊宅編』の撰者方勺は婺州の人、のちに湖州烏程縣の東數十里にある泊宅村に買田寓居して、みづから泊宅少翁と號した。本書はその時の著述で、主に北宋後期の軼事を記録する。ことにこの亂に關する文章は同時代人の記録として早くから注目されたものである。しかし、現存の『泊宅編』には三卷本と十卷本とがあり、明末清初にはもっぱら三卷本が行われている。そのため『青溪寇軌』は『穉海』所收の三卷本から録出し、『四庫全書』もまたこれを收めた。その後、嘉慶中に石門顧氏が明隆慶四年錫山秦汝立舊藏の宋刊十卷本を入手して『讀畫齋叢書』に校刻し、ついで胡鳳丹輯『金華叢書』にはこの十卷本が三卷本と併せて列入された。兩本は項目に出入があるほか、同一項目についても文字の異同がはなはだしく、『四庫提要』に指摘されているごとく、三卷本には後人の臆改が加えられており、確かな史料としては十卷本に従うべきである。つまり方臘の亂についても、三卷本から録出された『青溪寇軌』の記述でなくて十卷本『泊宅編』に

依らねばならないのである。三卷本に後人の武斷臆改が加えられていることは、次の點から知られる。すなわち、喫菜事魔を説明した一節に、十卷本では

有以其疑似難識。欲痛絕之、恐其滋蔓、因置而不問、馴致禍變者有之。有捨法令、一切弗問、但魔迹稍露、則使屬邑盡驅之死地、務絕其本根、肅清境內、而此曹急則據邑聚而反者有之。

とあるのに對し、三卷本では「者有之」のところがそれぞれ「則陳光之於方臘是也」「則越守劉韜之於仇賊是也」と敷衍され、さらに後者には「仇破剡縣、新昌、上虞凡三縣」との雙行注が付されている。つまり、三卷本によれば、方勺は方臘と仇賊すなわち仇道人とを、ともに喫菜事魔とみなしていたことになり、方臘がマニ教徒であつたとする有力な證據になるが、十卷本ではそのように斷定していないのである。三卷本のこの部分が後人の加筆であることは明らかである。また三卷本で「喫菜事魔」と記しているところ、十卷本では「蔬食事魔」とあり、南宋初期にはまだ喫菜事魔の語が熟していなかったことが知られる。

『青溪寇軌』に收める第二は「容齋逸史曰」ではじまる部分であり、そのなかに方臘の決起前夜の有様を劇的に描寫している。すなわち、方臘が惡少の尤たる者百餘人を召して酒宴を開き、宴たけなわのところ、方臘は起ちあがつて朝廷の苛政に抗議し軟弱な外交政策を非難して決起をよびかけると、同席の者はこぞつてこれに賛同したというもので、方臘のアピールはこの反亂の目的を表わすものとして、かならず引用される。しかし、容齋逸史なるものの素姓が明らかでない。

そればかりか、末尾に「泊宅翁が寇軌を著わした時には、斬王（韓世忠）がまだ著名でなかったので、（泊宅翁は）彼の武功を略して書かなかつた。また當時、宰臣の多くがなお朝廷におり、方臘らの陰謀の言葉は差しさわりがあつたので、削つて載せなかつた。吾はとくにこれを記録して、後世、政治を行う者への教戒としたい。」とあり、この部分は後代の人が野史などに基ついてあらたに撰述したもののようである。あるいは明清兩朝に仕宦し、また都で李自成の亂に遭遇したことのある編者曹溶が、方臘の亂に托して新王朝に對する警句としたものかも知れない。ともあれ、この部分は亂後しばらく

くして書かれた他の部分に比べて、はるかに史料價値は劣る。

『青溪寇軌』の附録部分は南宋の莊綽『雞肋編』から録出したものである。撰者莊綽の姓名行履に關する『四庫提要』の誤りについては、余嘉錫の辯證^⑧がある。その考證によれば、莊綽は字は季裕、泉州惠安縣の人、紹興元年（一一三一）に通判建昌軍、同六年に知南雄州を歴任した。『青溪寇軌』に録出した部分は『雞肋編』卷上の事魔食菜（『青溪寇軌』は喫菜事魔に改める）の條であるが、その文末に「余（莊綽）がこれを書いてから一年たたないうちに、衢州開化縣の余五婆なる者が（事魔食菜と）告發されて、嚴州遂安縣の白馬洞の繆羅の家に逃げ、追捕されると險によって抵抗し、官吏を殺害した云々」との附記がある。繆羅の亂は紹興三年（一一三三）三月から五月におこったのであるから、この事魔食菜の文章は前年の紹興二年中に建昌軍（江西）で書かれたものであることが知られる。つまり、方臘の亂後わずか十年である。ただしこの文章は亂の經過を敘述したのではなく、『青溪寇軌』に附載されたのは文中に「睦州方臘の亂に、その（事魔食菜）徒が相煽して起つ」とあるからである。

一方、『青溪弄兵錄』は南宋の王彌大撰とされているが、これも編纂物であつて、十卷本『泊宅編』の方臘記事と『國朝續會要』二五三卷出師門の方臘の條とを録出したもので、末尾に嘉泰元年（一二〇一）の王彌大の附記がある。後者は元豐元年（一説に神宗初）より靖康末年までの會要で、『乾道續四朝會要』ともよばれる^⑨。ここに録出した文章はいまの『宋會要』兵・討叛・方臘の條に當り、字句の異同もきわめて少ない。すでに『泊宅編』『宋會要』を利用すれば、『青溪弄兵錄』はあらためて参照する必要のない書である。

同時代人の文集のなかでは、史料彙編に收載されるもののほか、李綱『梁谿先生全集』中の詩文が重要である。李綱（一一〇三—一一四〇）は宣和元年、京師の大水に際して上疏し、盜賊外患に對する對策を講じることが求めたことから執政者の怒りに觸れ、ついで監南劍州沙縣稅務に貶謫された。翌二年、罪をゆるされて父親らが住む梁谿（無錫）に歸るべく北上したが、その途上でこの亂に遭遇したため、迂回して饒州から池州に達し、二か月ほどかかってようやく金陵に到

達した。彼はそこで太宰王黼、門下侍郎白時中、少傅鄭居中、中書侍郎馮熙載、尙書右丞王安中、梅執禮、程振ら當局者や知人に「方寇を論ずる書」を送って、その對策を進言した（全集一〇八、一〇九）。それは宣和三年正月、方臘軍が杭州を占據し秀州に侵攻していた時であつた。王黼に上つた書に

某、饒・信諸州を遅回すること凡そ兩月餘、方寇の事に於て、親しく探報を見、及び傳聞より得て、實に詳悉せり。と記しており、探報と傳聞によるとはいえ、この亂についてもっとも早い記録である。一方、梁谿に居る親族を案じた詩も多く作っており、この亂に遭遇した士大夫の心情をうかがえる。

二 方臘の亂と宗教の關係

以上に擧げた諸史料はすべて、方臘の亂が宗教を利用して民衆を糾集した反亂であつたという點で一致している。その例を挙げれば、つぎのごとくである。

睦州青谿縣に幫源という洞があり、深さは約四十餘里あり、不逞の輩が往々そこにたむろしていた。方臘なる者が妖術でかれらを誘つたので、兇黨が次第に集つた。是月丙子（十月九日）里正の方有常を殺し、火をつけて略奪した。幫源に退きあげ、その黨を四方に出して騷擾させ、星雲神怪の説を鼓扇して民衆を眩惑し、これに従う者がほとんど萬人になつた（紀事本末）。

睦州青谿縣の妖賊方臘は幫源洞を據點にして僭號改元し、妄りに妖幻を唱えて兇黨を招き聚め、分道して剽劫した（宋會要）。

方寇なる者はもともと狂愚無知の民であり、妖教を傳習し、神奇に依りて衆を惑わし、遂に僭逆を謀つた（梁谿集、上門下白侍郎書）。

睦州青谿縣塌村の居人方臘は左道に託して衆を惑わした（泊宅編）。

右の諸例はいずれも方臘が妖術を習い、それを用いて民衆をひきつけ舉兵に従わせたことを記すが、その妖術、妖教がいわゆる喫菜事魔の宗教であつたとほまつたく書かれていない。その點は陳垣が指摘したとおりである。もつとも、記録する側が叛徒の宗教を細かく區別せず、あるいは探知できずに一般的に妖教と記す場合も考えられ、喫菜事魔あるいは魔教などの語が用いられていないことだけで、方臘らがその信徒でなかつたとは斷定できないであらう。しかし、『泊宅編』では方臘を「左道に託して衆を惑わした」とするに對して、呼應して蜂起した越州剡縣の仇道人を「魔賊」と記しており、後掲の樓鑰の文章でも、台州呂師囊のみ「魔術を以つて」起こつたとあり、當時から妖賊と魔賊とを區別して記録していた。また『雞肋編』事魔食菜の條でも

しかして、近ごろ（魔に）事える者がますます多くなり、福建より流れて温州に至り、遂に二浙に及ぶと云う。睦州方臘の亂に、その徒は處々で相煽動して起こつた。

と記され、ここでも方臘自身が事魔の徒であるとは述べられていない。その亂に呼應して事魔の徒が各地で蜂起したといふのである。

方臘が喫菜事魔すなわちマニ教の徒でなかつたとする、彼が習い民を煽動した左道、妖術とはどんなものであつたらうか。明確にそれを説明する史料はないが、斷片的な諸記録のなから若干の手がかりは得られる。先ず『宋會要』兵・討叛・方臘の條に引用する江南東路轉運副使曾昇の奏文中に

訪聞したところ、賊徒は多いけれども、まつたく器械ぶきを缺き、ただ人の數で補っているにすぎない。本（江南東）路が派遣した官兵はそれぞれ器械を持つてはいるが、賊徒が數百人で前後から拳を振り上げて襲いかかり、官兵を困らせる。童子や婦人が前列におり、丹黛を塗って妖怪に化けて、わが軍隊を驚かす。また巢窟かくには周圍に要害を設け、ひそかに落し穴をつくっている。あるいは背高い人形をつくつて、大衣を着せて機關かうくわんで動かし、矛戟や旗幟を持たせ、丹黛を塗って鬼神の面貌にして官兵を惑わす。ただどれも畏れるほどのものではなく、道路を熟知する人さえ得

られれば、すぐにも進入できる。

と、反亂軍の様子を詳しく報告している。同じ情景は『泊宅編』に、彼らは「甲冑なく、ただ鬼神詭祕の事を以って相扇誑する」とみえる。また反亂軍が巧妙な陽動作戦によって官兵を撃破したことは、李綱の上書のなかに、

(賊が)疑兵おどろを設けて江より潮に乗せて下すと、官軍の指揮官は全軍をその防禦に當らせた。賊はその虚を衝いて山徑から侵入し、遂に錢塘を陥れた。^④

と記されている。こうした妖怪や鬼神に化け、落とし穴を設けたり、おどりの兵を放ったりして官兵を眩惑させた方臘軍の活動は、官軍側にはそれがまさしく妖賊と思われたであろう。蜂起の民衆も強力な官軍を容易に蹴散らす妖怪鬼神の威力や靈驗を信じて奮い立ったものと推測される。

一方、官軍側でも賊が攻めてきたとき、忽ち神兵が現われて賊軍を驚走させ、亂後その神が廟祀されたという記事が南宋の地方志に多くみられる。^⑤この地域は一般に「尙鬼好祀の地」であり、反亂軍も官軍もこの土地の習俗、民衆の信仰を利用して、民衆を鼓舞し士氣を高めたのであろう。

反亂軍の状況を示すいくつかの史料は、樓鑰『攻媿集』七三「跋先大父徽猷閣直學士告」中の記事である。

若いころ祖父(異)に隨侍して處州に往き、そこで聞いたところでは、賊が處州に來寇したとき、(賊は)ただ數隻の舟に百餘人を乗せ、絳帛はろまを帟首はろまにして、その上に鏡をつけ、日光に照耀させて、龍泉山の間から、鉦鼓を亂打して、流れを下ってきたという。^⑥

この賊というのは、方臘の部將洪載が率いる一隊である。吳晗は、鉢卷の上に鏡をつけたのは、彼らが明界を希求するマニ教徒であったからと解しているが、右の文章につづいて

溫(州)は則ち處(州の)賊洪再(再載)がその徒をして來攻せしめ、その西は呂師囊が魔術をもって台(州)の仙居(縣)より發した。^⑦

と記し、樓鑰は呂師囊を魔賊とみるのに對して、洪載の方は單に賊とのみ記して、彼を事魔の徒とはみていない。しかも、洪載についてはつぎのような史料も存する。

(方) 臘の黨洪載は、果して松陽を経て郡城を襲つて占據し、略奪した大家の財をばらまいて民衆を募つた。また妖術でもつて郡民をまどわし、圓鏡を机の上に置いて、「これは人の罪業を照すことができる」といい、そこで(かれらを)驅り立てて、肆まに殺戮をおこなつた。^⑩

この「人の罪業を照らす」圓鏡とは佛典に説く業鏡のことである。業鏡というのは「衆生の善惡の業を寫し取る冥界の鏡」である^⑪とあり、冥途で閻羅王の審判を受けるとき、亡人は業鏡によつて先世の所行の善惡を知らされるとも信じられていた。^⑫宋代の例では、紹照のはじめ胡大本が半山の佛王堂に休息していると、庭に二人の道人が現われた。その一人は青銅鏡を佩びていた。胡が鏡を何に用いるのかと問うと、「これは業鏡と名づけ、これで人を照すと、終身の貴賤壽夭がわかる」ということなので、一照を求めたところ半明半暗であつた、との話がある(夷堅三志己六「半山兩道人」)。したがって洪載の一隊が鉢卷の上につけた鏡というのも業鏡であり、官吏や富人の惡業を照し出してかれらを屈伏せしめる意味をもつていたのであろう。

業鏡ではないが、方臘自身も鏡を利用して祥瑞を示し、民衆を畏服せしめていたらしく、『宋稗類鈔』二、叛逆の項に(方) 臘の婦は紅粧して盛飾り、后妃のような恰好をして、鏡を胸懷のところに置き、日中を歩くと、まばゆく光りかがやき、(人々は)競つて祥瑞だと傳えた。^⑬とあるのがその例である。

古來、鏡は宗教活動あるいは信仰生活と密接に結びついた道具の一つであり、宗教指導者は鏡の靈驗、效能を利用して信徒を獲得することが少なくなかつた。ことに宗教反亂の首謀者が鏡を使って民衆をひきつけ反徒を糾合したと傳えるものがある。その一は隋の宋子賢の場合である。宋子賢は幻術を善くし、毎夜、樓上に光明を放つてそれを佛の形に變え、

自ら彌勒出世と稱していた。また大鏡を堂上に懸けて、來禮者があると、その人の姿と、蛇や獸の畫とを鏡に映し、蛇や獸はその人の罪業の現われであると言つて念佛をすすめ、日に數百人千人という信者を集めた。その果てに反亂を謀り、大業九年（六一三）舉兵して煬帝の襲撃を圖つたが、未然に事が露見して果せなかつた（隋書三三）という。この宋子賢の場合も業鏡の理によつて民衆を惑わしたのである。降つて『聊齋志異』六「白蓮教」によれば、白蓮教首の徐鴻儒は陰かに不軌を懷いた。そこで一鏡をとり出して、人の生涯を映すことができるといい、それを庭に懸けて、人々に自分の姿を映させたところ、幞頭紗帽、繡衣、貂蟬などをつけた、さまざまの姿が現われ、人々はますます怪しみ驚いた。その話が遠くまで聞えると、ぞくぞくと鏡に映したいという人々がやつて來た。そこで徐鴻儒は「およそ鏡中の文武の高官は、みな如來佛が龍華會中の人と注定^{さだめ}られた人である。おのおの努力して、退縮^{しりぞく}してはならない」と宣言した。そして彼は民衆に向つて自分の姿を映すと、冕旒龍袞をつけたいかめしい王者の姿であつたので、民衆はそれを視て驚き、どっとひれ伏した。徐がそこで旂を建て、鉞を秉つて出陣すると、誰もが喜び勇んでこれに従がい、鏡に映つた姿に符合したいとねがつた。數月たたぬうちに、集つてきた徒黨は萬を計えた、とある。鏡を使つて徒黨を集めた點で宋子賢と共通する。上記の方臘や洪載の場合にも「妖術を以つて衆を惑わす」方法として、こうした手段がとられたことが推測される。

方臘の宗教をうかがういま一つの手がかりは「寶誌識記」である。『泊宅編』に

沙門寶誌の識記を以つて愚民を誘惑し、貧乏游手の徒、相承けて亂をなす。

と記すのがそれである。沙門寶誌は南朝の齊梁時代に活躍して、梁武帝の尊崇をうけ、神異の僧として知られた。その種々の奇行靈跡はながく後世に伝えられて、僧伽信仰などとともに、寶誌信仰がひろく民衆に浸透したといわれる。^⑩かれは好んで識記をつくり、豫言者として信奉されたが、なかでも皇統の壽夭を豫言する識記が王朝の成立期にもてはやされたとくに五代宋初のころに盛んであつた。すなわち、民間で誌公銅牌なるものを得たものがあり、それには「有一眞人起冀州、開口張弓在左邊、子子孫孫保永年」と記されていた。それを知つた江南國の李主は子に弘冀と名づけ、吳越國錢氏の

諸子もみな弘字を連ねて、この識に應ずることを期待したが、天下をとったのは宋の太祖趙匡胤であった。趙の父の名弘殷がまさしく寶誌の識記と符合していたのである。この話は宋初の宰相趙普の『皇朝飛龍記』に載せるという（佛祖統紀四三）。また太平興國七年（九八二）、舒州の民楊革（一説では舒州懷寧縣の人柯萼）が異僧とともに萬歲山に行き、そこで誌公の識記「吾觀四五朝後次丙子年、出趙號太平、二十一帝、社稷永安」とある一勳石を得て、これを朝廷に獻上し、太宗を敬歎せしめた。その後、大中祥符五年（一〇二二）、眞宗はこの石を近臣に示して、みづから詩と贊をつくり、誌公に道林眞賞と加諡し、誌公の名を指斥することを禁じ、寶公と號するようになった^⑧。さらに寶誌を葬った金陵鍾山の開善寺（梁天監十四年創建）は宋初に太平興國寺と改額されて國の保護をうけ、後に金陵に隱棲した王安石また資産金帛をこの寺に施捨し、この時、諸小刹を併せて大刹になったと傳える（至正金陵新志一一）。降って元朝では、文宗が太平興國寺を重建するとともに大崇禧寺を創建し、道林眞覺慧慈應普濟の號を加えた。虞集の碑文によれば、寶誌は「わが國家の神化を相け、もってわが民を覆護し」「水旱疾疫に凡そ禱ることあらば、願いに隨つて輒ち應ず」という、民衆の苦難を救い、教化を助ける神であった。明代では洪武帝の登極が誌公の識に符合するという解釋がなされていた（金陵瑣事一、誌公識）。

このようにみてくると、寶誌は宋朝以後の各王室の厚い保護をうけ、王朝支配を助ける神僧として崇拜されてきたことが知られ、王室との結びつきの深さが寶誌信仰の一特質であろう。

ところで方臘が蜂起にあたって掲げたという寶誌識記とは、どのような内容であったのだろうか。宋初の識記から考えると、宋室趙氏が亡んで方氏が天下をとるというものであったに相違ない。方臘は自ら聖公と號し、永樂と改元したが、その僭號の正當性を寶誌識記に求めたとみられ、この亂の「革命」的要素としてまずこの寶誌識記を擧げるべきであろう。

われわれは方臘の亂における宗教の役割について、業鏡と寶誌識記とに注目してその意味するところを探ってみた。こ

れらがともに佛教信仰に基づくものであることは明らかである。つまり、方臘の「妖教」は、史料の制約から明確にはしがたいが、少なくとも佛教を採り入れたものであった。

三 方臘の亂と喫菜事魔の關係

つぎに、方臘がマニ教徒であつたか否かを別の側面、當時のマニ教の流布状況から検討してみよう。宋代マニ教の流傳は福建から始まった。^⑧しかも宋代を通じてマニ教のもっと盛んなところは福州であつた。すなわち、『老學庵筆記』一〇に「閩中に左道を習う者あり、これを明教と謂う」、『佛祖統紀』四八所引の『夷堅志』に「吃菜事魔、三山尤も熾んにして……稱して明教會と爲す」、『佛祖統紀』五四に「今、摩尼尙お三山に扇ぐ」などと記されており、福州ではマニ教を明教と稱した。以上はいずれも南宋の記録であるが、その存在はすでに北宋前期に知られていた。眞宗の大中祥符年間に『道藏』を編纂した際、福建等の州から上進した道書『明使摩尼經』等が入藏され（雲笈七籤序）、またその時、福州の富人林世長が編纂官に賄賂を贈つてマニ教の聖典『二宗三際經』を入藏させた（佛祖統紀四八）と傳えるのが、それである。

マニ教は「福建より流れて温州に至り、遂に二浙に及ぶ」と『雜助編』に記すように、次第に東海岸に沿つて北上した。そして、徽宗が『萬壽道藏』を刊刻するに當つては、政和七年（一一一七）と宣和二年（一一二〇）の二度にわたつて温州にマニ教經典の上進を命じ、これを入藏させた（黃氏日抄八六「崇壽宮記」）といわれる。また『盤洲集』七四「先君行狀記」によると、撰者洪适の父洪皓は政和六年（一一一六）台州寧海縣主簿となり、『二宗三際經』を家藏し、時節に鄰戸を集めて香火を醸出させ神を祀つたために、姦人の告發を受けた富人の李氏を裁いた^⑨という。つまり北宋の末期には確實に温州台州の地域にマニは傳播していたのである。さらに宣和二年十一月四日の臣僚の上言に

温州等處の狂悖の人は、自ら明教と稱し、號して行者となす。今來、明教の行者は各おの所居の鄉村に屋宇を建立し、號して齋堂となす。温州の如きは四十餘處あり、並びに是れ私建の名額なき佛堂なり云々（宋會要刑法二一七八）。

とあり、當時、温州等でのマニ教徒の傳道活動がきわめて盛んであったことが知られる。上言によれば、そのため皇帝の御筆をもって、所在の官司に命じて實狀を徹底捜査させ、齋堂等をすべて毀折し、首犯者を條法に依つて處罰するとともに、賞格を嚴立して他人の告發を許した。

この上言がなされたころ、方臘はすでに聖公と號し永樂と改元していた（十一月一日）が、なお幫源を本據にして四出侵擾する山岳地帯の一小盜にすぎず、この明教禁斷とはまったく關係なかった。つまり、方臘の亂當時、明教すなわちマニ教の傳播は温州台州に及んでいたけれども、浙江一帯にひろく傳わつてはいなかったとみられる。

やがて方臘の亂が擴大すると、この地方の民衆も蜂起した。紹興七年十月二十九日の樞密院の言に

宣和の間、溫、台の村民、多くの妖法を學んで、喫菜事魔と號し、衆聽を鼓惑し、州縣を刼持せり云々（宋會要刑法二二二）。

とあり、温州や台州で蜂起したのは喫菜事魔と號する妖法を學ぶ村民であった。また前掲の洪适「先君行狀記」に

方臘が反するや、台の仙居の民が之に應じた。（皓は）反黨を踪捕して旁縣に及んだ。一日、菜食者數百人を驅りて縣に至つた云々。

とあるのも、方臘に呼應した台州仙居の民が喫菜事魔の徒であったことを示す。そしてその首領の一人が「魔術を以つて台の仙居より發した」呂師囊であった。彼については、南宋李守謙（兼）の「戒事魔詩十首」の第七首に

仙居に舊祖師堂有り 坐落は當初の白塔郷 眼のあたり見る菜頭の頭落つる地を 今人は呂師囊を説くを諱む

と、本據の白塔郷にはもと祖師堂があったことを傳え、この地方の人々は彼を事魔の賊帥と認めていたことが知られる。要するに、仙居の呂師囊は當時のマニ教の流傳狀況からみてもマニ教徒に違いなく、台州地方のマニ教信者を糾合して反亂を起こしたものであった。ところで『水滸傳』では、彼はもと歙州の富戸であつて、方臘に錢穀を獻納したことから東廳樞密使に封ぜられ、方臘の手先となつて宋江ら討伐軍を迎え撃つ（百二十回本第百十一回）が、實は彼の行跡はわずかし

か明らかでない。先ず宣和三年三月壬辰に仙居縣を屠り、ついで四月戊辰に台州城を攻めたが、通判李景淵に撃ち敗られた（紀事本末、十朝綱要）。六月辛丑には姚平仲の追撃をうけ石城を棄てて遁走し、そのとき部下の太宰呂助らが捕えられた（十朝綱要）。その後、月日は不明であるが、折可存の追襲をうけた彼は、黃巖（台州）の險要に據つてはげしく抵抗し、ついに楊震に生擒された（宋史四四六、楊震傳）という。つまり呂師蕤は仙居縣から台州城そして黃巖縣と台州内を轉戦したのであって、方臘の本隊とは接觸をもたなかったようである。また『泊宅編』には、彼とともに越州剡縣の魔賊仇道人、方巖山賊陳十四公らがみな兵を起こして溫、台の諸縣を攻略したとあり、マニ教徒とみられる「魔賊」仇道人も方臘軍とは關係がなかった。しかも仇道人が越州ではなく溫州台州の諸縣を攻略したのは、この地方のマニ教信者の支援が得られたからであろう。『雞肋編』に「方臘の亂に、其の徒處々に相煽して起つ」とある其の徒とは呂師蕤、仇道人らを指し、起兵の地域はマニ教が波及していた溫州台州等であったのである。

ところで喫菜事魔の語が始めて用いられたのは、現存史料では、宣和三年閏五月七日の尙書省の上言においてである。契勘したるに、江浙の喫菜事魔の徒、習いて以って風を成す。自來、傳習妖教を禁止する刑賞有りといえども、既に喫菜事魔を止絶するの文なし。卽州縣・監司禁止を爲さざれば、民間は告捕に由無し。遂に事魔の人、山谷に衆を聚め、一日竊發すれば、倍に經畫を費やすを致さん。若し禁約を重立せざれば、卽ち以って止絶し難し。乞う條（禁）を修立せよ、と。之に従う（宋會要刑法二一八二）。

この時、すでに方臘は四月二十六日に幫源洞で官軍に生擒されて反亂軍の主力は潰滅していたが、しかし「支黨は浙東に散走し、賊勢尙お熾ん」（紀事本末）であった。そのなかには呂師蕤、仇道人も含まれる。官軍側が彼らの執拗な抵抗を受けてその討伐に手を焼いていた時に、右のような喫菜事魔を止絶するための特別の立法が行なわれたことは、注目しなればならない。彼らはマニ教徒の支援を受け民衆のなかに潜伏して巧妙なゲリラ戦を展開していたのであろう。そこで殘黨を殲滅するためには、彼らを支援するマニ教徒を摘發し彈壓しておかねばならないと、官憲は考えたのであろう。しか

し、彈壓を厳しくすればするほど、マニ教徒は減少するどころか、ますます増えていった。その間の情勢は、紹興四年五月癸丑の起居舍人王居正の上言によってうかがうことができる。

伏して見るに、兩浙州縣に喫菜事魔の俗有り。方臘以前、法禁尙お寛なるも、而れども事魔の俗は猶お未だ甚だ熾んには至らざりき。方臘の後、法禁愈いよ嚴にして、而も事魔の俗は愈々勝^ちて禁ずべからず。州縣の吏、平居坐視して、一切問わざれば則ち已まん。間ま功を貪り或いは事を畏るる者有りて、稍これを蹤跡すれば、則ち一方の地は血を流し屍を積み、廬舍積聚、山林鶏犬の屬に至るまで、焚燒殺戮されて子遺有ること靡し。方臘の平らぎてより今に至る十餘年間に、不幸にして死せる者は幾千萬人とも知れず云々（建炎以來繫年要錄七六）。

一旦、事魔の條法が成立すると、功賞を求め或いは不覺察の罪責を恐れる官憲は血眼になって事魔の徒の摘發逮捕に奔走し、その結果、ただ菜食するだけの無實の民衆も捕えられた。例えば、德清縣が事魔の理由で取り調べた菜食者數十人というのは、實は薪賣りの商賣敵に誣告されたものであった（攻媿集一〇六「參議方君墓誌銘」^⑧）。方臘の亂後十年間に死んだ幾千萬人というなかには、こうした怨恨による誣告や僞疑によって處刑された者も多數含まれていたであろう。この事魔の條法は南宋を通じて效力をもち、喫菜事魔のみならず邪教一般を取締る法令として運用されたのである。

要するに、マニ教＝明教＝喫菜事魔は方臘の亂當時には福建より温州台州等に傳わっていて、その禁令も方臘の亂とは關係なく出されていた。さらに喫菜事魔の條法が制定されたのは方臘が生擒され反亂の主力が潰滅した後であった。その條法は温州台州等の浙東のマニ教徒の反亂、呂師囊や仇道人らを押えるためのものであったと考えられ、王居正の言によれば、マニ教徒はむしろ法禁がきびしくなった亂後にますます増大したのであった。こうした情勢からみても、方臘自身、また反亂の主力軍はマニ教と關係なかったことが知られるのである。なお、宣和三年四月はじめ、衢州で生擒された賊首に鄭魔王がおり（紀事本末・宋會要）、「その魁を魔王と謂う」（雞肋編）ことから、一般に彼を喫菜事魔の魁首とみる。

しかし魔王の語は佛典に習見し、この名號のみで彼を喫菜事魔の徒とは斷定できない。

四 方臘の亂の社會的背景

最後に、この反亂の社會的背景ことに方臘の「妖術」に鼓舞されて起ちあがつた民衆の動態に觸れておこう。

反亂の發祥地である睦州（亂後、嚴州と改稱）は、『嚴州圖經』『景定嚴州續志』さらに呂本中「爲張嚴州作乞免丁錢奏狀」（東萊呂太史文集三）によれば、山谷が州域の八割を占めて耕地はわずかに二割にすぎず、しかも地は瘠せ牛毛のごとき苗稼しか育たない。州下六縣が上納する稷米の數量は湖州秀州など浙西の富民一戸の收穫量にも及ばないものであった。もとより糧食は自給できず、他州からの供給に頼らねばならなかった。そこで北宋皇祐年間（一〇四九—一〇五四）以來、鄰の婺州の上供絹三萬六千疋を肩代りするかわりに、婺州から米一萬五千石の供給を受ける措置がとられてきたが、それによつても駐在する官兵の米糧を賄うことができず、南宋中期ではなお一萬三千一十碩も不足したという。このような恵まれない自然條件のもとで、民は營々と働きながら、つねに貧窮にあえいでいた。ただ五代以來の開発によつて、ここではこゝとに蠶蠶製絲業がさかんであり、さらに茶、漆、紙、材木等を生産し、これらの商品を錢塘江を下つて杭州等に販賣して富を蓄積していた。しかし、このような經濟體制は「簡易の政に安んじ、之を擾せば則ち事を生ず」（嚴州圖經一）とあるように、國家の收奪がはげしくなれば、直ちに大きな打撃をうける。「漆楮材木の饒」を所有していた方臘が官司の厭くなき誅求に我慢できず反亂に及んだのも、そのあらわれであつた。

この州の宋代における社會構成を示すものに、前掲の呂本中の奏狀がある。この奏狀は州學教授であつた彼が乾道六年（一一七〇）知州張斌に代つて執筆したものである（景定嚴州續志二）。そのなかに、嚴州の丁籍によつて管下六縣の丁數を第一等戸より第四等戸、第五等有產稅戸、無產稅戸に分類集計した數字を掲げる（第一表）。呂本中の説明によれば、合計七萬餘の第五等有產稅戸というのは、「名は有產となすも、大率、納むる所は尺寸分釐升合秒勺にすぎず、有りといへども無きが若く、自給する能わず」、四萬餘の無產稅戸にいたつては「並びに寸土尺椽なく、飢寒轉徙し、朝に夕を謀らざる

第一表 乾道六年現在嚴州各縣丁數 (據呂本中「乞免丁錢奏狀」)

	建 德 _丁	遂 安 _丁	壽 昌 _丁	分 水 _丁	淳 安 _丁	桐 廬 _丁	通 計 _丁
第一等至第四等戸	1,849	2,337	977	506	3,650	1,399	10,718
第五等有産税戸	17,898	8,964	7,629	13,705	8,303	15,480	71,479
無産税戸	3,822	10,886	4,218	978	18,274	2,018	40,190
(計)	23,569	22,187	12,824	15,189	30,227	18,897	122,387

第二表 乾道六年現在嚴州各縣丁數比率 (據第一表)

	建 德	遂 安	壽 昌	分 水	淳 安	桐 廬	通 計
第一等至第四等戸	8%	11%	8%	4%	11%	7%	9%
第五等有産税戸	76	40	60	90	28	82	59
無産税戸	16	49	32	6	61	11	32

ものであった。この統計に基づいて、縣ごとに各階層の丁數が縣の全丁數に占める割合を示したものが第二表である。これによって明らかになように、第五等の有産無産税戸が全體の九一%を占める貧困な地域であった。なかでも方臘が起こった淳安縣(もとの青溪縣、亂後改稱)では無産税戸の比率が六一%と群を抜いて高いことが注目される。この縣は州治の建德縣より丁數の多い人口稠密の地であるので、無産税戸の丁數は州全體の實に四五%を占めている。淳安縣は「朝に夕を謀らざる」極貧の戸がとくに多いばかりか、第一等より第四等戸の占める割合ももっとも高く、州内でもっとも貧富の隔差が著しいところであったことが知られる。われわれは以上の數値から、方臘の亂發生の社會的原因を探ることができる。もっとも、右の統計は亂後四十八年のものであるから、半世紀間の地域開發、人口變動を考慮しなければならぬが、これより三十一年前、亂後十八年の紹興九年(一二三九)の戸口統計でも、建德縣の二二、六五六丁に對して淳安縣が二五、二九二丁であり(嚴州圖經)、兩縣の丁數の割合はほとんど變っていない。したがって、反亂當時でも人口比率では乾道六年と著しい差異はなかったと推定されるのである。

六一%を占める無産税戸は雇傭労働者として農耕のほか、養蠶や茶園漆園で働いてわずかに生計を立てていたものと想像されるが、國家

の收奪がはげしくなり、この地方の經濟を壓迫すると、その被害をもちにうけるのは彼ら無產者であつたろう。方臘が「沙門寶誌の讖記を以て愚民を誘惑し、貧乏游手の徒相承けて亂を爲した」（泊宅編）愚民なり貧乏游手の徒とは、こうした無產稅戶であつた。彼らは方臘の「革命」の聲に振いたち、塗炭の苦しみから何とか脱しようと思つたにちがいない。ところで、右表で淳安縣と類似の比率を示すものに遂安縣がある。全丁數が淳安、建德について多い上に、無產稅戶は四九%と淳安につき、第一―第四等戶も淳安と並んで一%を占めている。この縣は淳安縣とともに兩宋交替期に反亂の頻發したところであり、建炎元年（一一二七）鳳林郷の師巫徐周・倪從慶らの亂が起つた。その經過は葉夢得の『石林奏議』一―三内の奏狀に詳しい。さらに紹興三年（一一三三）本縣の「魔賊」繆羅が白馬洞に據つて亂を起こした（繫年要錄六三、六五、前掲の雞肋編等）。なお『石林奏議』一には、淳安縣永平郷管村の管孫衆らの亂に關する奏狀をも載せ、管らはみな方臘の餘黨なりという。ともかく、淳安縣、遂安縣は「多盜の區と爲」される嚴州（呂本中奏狀）のなかでも盜區であつたが、反亂が頻發する原因は兩縣の著しい貧富の差、異常な階層構成に求められる。

深山幽谷が連なるこの地方は容易に官兵を近づけない自然の要害をなし、方臘が幫源洞に據つて聚衆舉兵したように、諸反亂は險阻な洞を據點にした。淳安に幫源、梓桐、咸平、遂安には白馬、廣洲といった洞があり、また源とも稱したが、『石林奏議』によれば、倪從慶らの亂に「（廣洲）一源の内、八百餘戶千二百餘人、響應せざるはなし」（卷二、奏乞分送倪從慶等三十四人近邊州軍自效狀）とあり、また倪らは廣洲源の趙侯廟で鼓を鳴らし衆を聚めて結集作過したと記し（卷一、奏嚴州賊倪從慶竊發第一狀）、この地方の洞または源と稱するものの規模をうかがうことができる。また方臘の亂後數年に同じ地域で起つた諸亂の「方臘の餘黨」と稱される首領の多くが師巫とあり、また倪らが張侯廟に結集したとあるのは、方臘がマニ教徒でなかつたことの傍證となるであらう。

方臘の反亂は六州五二縣に及び、これに呼應して蜂起したものがあり、反亂の嵐は兩浙江東一帯を席卷した。そのなかには上記の睦州と同様の狀況下におかれた歙州處州などの山間部のほか、湖州秀州常州といった平野の穀倉地帯も含まれ

ていた。したがって、反亂の社會的背景を一律に述べることはできないが、生活にあえぎ憤懣のはけ口を求める窮民ほどの地域にも存在した。「村の窮民のなかには、ひそかに緋の衣巾をつくって、賊の起こるのを俟つものがあつた」とは南宋湖南の例であるが、當時の兩浙江東の窮民たちの姿でもあつたと思われる。また官憲の報告にも「江浙の州縣では多く睦寇に假借して、聲勢作過する人があり」「縣鎮の小竊が賊徒の姓名を妄稱して文字を貼寫し」「兇賊と詐稱して、徒黨を組み、放火したり、財物を劫奪するものや、羣賊と詐つて匿名の文榜を貼り州縣を驚恐させる者」（宋會要兵二二・二、二二）がいたとある。彼らは反亂に乗じて官吏や富室に對する積年の怨恨を晴らそうとしたのである。しかし、彼らは反亂が鎮靜すると、ふたたびもとの土地に歸つてきた。官司も八方に手を盡して彼らの復業を呼びかけ、彼らを安堵させる種々の優遇措置を講じた。早くも宣和三年正月十四日、江南兩浙路の監司、所在の州縣官に命じて、宣・歙・杭・睦州の「兇賊に刼奪され逃避」した民を多方に撫諭して歸業を勸諭し（宋會要食貨五七・一五等）、同年二月五日には、兩路の「賊に燒刼を被つた人戸」に對し、復業以前の見欠の諸般の租賦と公私の債負をすべて帳消しにし、あらゆる税賦を以後三年間免除することをゆるした（同六九・四二等）。さらに同年四月二十六日、被賊の州縣の私田小作料を三年間は二割減免し、とくに焚刼をうけた民戸は一年間全免せしめ（同七〇・一七九）、同年閏五月十三日、焚刼された民戸で私田を租佃して、掌業人から種粮牛具の類を借貸している者は、借貸料の二割を減免させ（同一一・三四等）、同年八月十二日、復業の人戸で牛具種粮を闕く者に對して提舉常平司に命じて貸付けを行なわせた（同五七・一五等）。また招諭と融資は茶園戸（同三二・一四）、鹽亭戸（同二五・一三）に對しても行なわれた。これらの施策を通じて、反亂に参加した民衆には、自作・小作の農民のほか茶園戸、亭戸なども含まれていたことが知られる。さらに『宋會要』食貨、紹興三年十月十一日の條の臣僚の言に「昨來、兩浙の賊方臘、福建の賊范汝爲は、皆、茶鹽を私販する人に因つて以て起これり」（二六・一八）との見解があり、方臘の亂でも、歴代の反亂にしばしばみられる、茶鹽の密賣者集團の活動があつたことも充分考えられる。

以上のごとく、方臘の亂は睦州青溪縣という山間の聚落に住む「貧乏游手の徒」、實は全丁數の六割以上を占める無産者が主力となつて起こされた反亂であつた。それは急速に山間と平野とを問わず、兩浙江東一帯を席卷し、各地で多數の民衆が參加した。彼らの職業はさまざまであつたが、共通して、貧困にあえぎ、緋の衣巾を用意して賊の起こるのを待望している窮民であつた。そして、本稿の關心である宗教との關係については、反亂に參加した窮民の間に、ひろく、あらかじめ信仰上の組織なり連繫が作られていた様子は、現存の史料で認められないのである。

む す び

本稿では、從來説かれているように、方臘の亂が果してマニ教徒の反亂であつたか否かについて、關係史料の検討を行なつた。その結果、方臘がマニ教すなわち喫菜事魔の徒と明記した當時の史料はなく、文獻にあらわれる方臘の「妖術」「妖教」とは、業鏡・寶誌譏記といった佛教信仰形態を採り入れたものであつたことを明らかにした。また宋代マニ教の流傳狀況を検討してみると、反亂當時にマニ教はたしかに温州、台州等の沿海地域に傳播し、方臘に響應して起こつた呂師襄や仇道人らはマニ教徒とみられるが、これが睦州地方に傳わつていた形跡は認められない。さらに、反亂に加つた民衆はおおむね貧困にあえぐ窮民で、自作・小作の農民のほか茶園戸、亭戸らを含み、茶鹽の密賣者も加わつていた可能性があつたが、彼らの間にひろく何らかの宗教組織が形成されていたとは考えられなかつた。結局、方臘の亂に一部ではマニ教徒の蜂起がみられたが、それはこの亂の主力ではなかつたのである。

ところで、喫菜事魔取締り法は方臘の生擒後に發布され、殘黨掃討の有力な武器として用いられた。この法律はその後も南宋時代を通じて行用され、官憲はこの法をふりかざして「魔教徒」の摘發に奔走し、士大夫はこの宗教に大きな關心を示して多くの記録を遺した。かくて、喫菜事魔はもっとも兇惡な反社會的宗教とみなされるようになり、その實例として方臘の亂がもち出された。はつきりと方臘が喫菜事魔の徒であると記したのは、南宋の宗鑑『釋門正統』四（佛祖統紀三

九にも引用)で、マニ教を説明したのち「一旦、郡邑に小隙あれば、則ち狼(狼)者愚に憑りて以って亂を作し、自ら誅戮を取る。方臘・呂昂(呂師囊)の輩の嘯衆する者、是れなり」とある。その後、十卷本を改竄した三卷本『泊宅編』が、喫菜事魔の説明文中に「則陳光於方臘是也」の一句を加え、さらに『青溪寇軌』の編者が『雞肋編』の事魔食菜の項を本書に附載して、いよいよ方臘が喫菜事魔すなわちマニ教徒であるとの印象を與えることになったのである。

なお本稿では喫菜事魔すなわちマニ教との前提で論をすすめたが、文獻に喫菜事魔とか魔教とあるものがすべてマニ教とは限らない。ことに事魔の條禁が制定されて以後は、さまざまの非公認の宗教團體、反社會的集團をひっくりかえして事魔の黨として非難し檢舉するようになったから、兩者を同一視することはできない。この點に關しては別の機會に論じたいと思つてゐる。

注

- ① 中國農民戰爭と宗教との關係についての諸論文は史紹賓編『中國封建社會農民戰爭問題討論集』(一九六二年、三聯書店)に收録するほか、熊德基「中國農民戰爭與宗教及其相關諸問題」(『歷史論叢』第一輯、一九六〇年)があり、それらを紹介したものに、小島晉治「農民戰爭における宗教—結社宗教」(『中國文化叢書・6宗教』昭和四十二年、大修館)がある。

- ② 蘇金源、李春圃編、一九六三年、中華書局。本書の編集が杜撰であることについて、宮崎市定「宋江は二人いたか」(『東方學』三四、一九六七年)にも宋江記事に關して指摘されている。

- ③ 『國學季刊』一一二(民國二十二年)、二三〇頁。その他、宋代のマニ教については、重松俊章「唐宋時代の末尼教と魔教問題」(『史淵』一二、昭和十一年)、牟潤孫「宋代摩尼教」(『輔仁

學誌』七一、二、民國二十七年)、吳晗「明教與大明帝國」(『談史創記』一九五六年、三聯書店)参照。なお方臘の亂に關する最近の論文に

Kao Yu-kung, *A Study of the Fang La Rebellion*, HJAS. 24, 1963.

がある。また宮崎市定「水滸傳」(中公新書、昭和四十七年、中央公論社)第三章「妖賊方臘」は示唆に富む。

- ④ 余嘉錫『四庫提要辨證』卷五(一九五八年、科學出版社)

- ⑤ 湯中『宋會要研究』(民國二十一年、商務印書館)

- ⑥ 李綱「上王太宰論方寇書」(文集一〇八)……設疑兵、自江乘潮而下。統兵者悉衆捍之。賊由山徑擣虛以入、遂陷錢塘。

- ⑦ 張太尉廟 宣和寇犯邑。晝見神金甲按兵。河岸列幟皆神號。寇驚遁、邑得全。民相帥祠之。

新安河西廟 宣和寇亂、逼南鄉。鄉人禱焉。翼日與寇戰廟前橋上、見神立空中、飛矢石如雨。寇驚走、南鄉得全。

慈感廟 宣和中、民避寇其間。寇望山中草木皆爲兵、懼不敢犯。(以上、嘉定赤城志三一)

靈祐廟 宣和初……近郊復有陸盜千餘人、且及城下。知州事王倚見神於夢、已而守城者、夜觀異人冠服華侈、往來雉堞間。轉相告語、知神陰助。賊平。州主其事。遂有封額之賜。

(嘉泰吳興志一三)

顯應廟 宣和辛丑……一夕、四山旗幟車蓋、隱隱出入雲間。見者咸疑神游、而廟不存矣。視之果煨燼。未幾、又有復見、如前日之異、若反旆而來。賊徒忽驚、呼曰、天兵至矣。遂自相攻殺。官軍未至、賊已殲盡。鄉人相與復築廟宇甚盛。

武祐廟 方臘陷錢塘、欲東犯會稽。其衆見(北嶺)將軍攢金甲、陳兵於西與江岸、張大旗有北嶺字。賊不敢渡。郡守劉忠顯公上其事、賜今額。(以上、嘉泰會稽志六)

⑧ 少隨侍處州。聞、其來處也、止以數舟、載百餘人、絳帛帕首、帶鏡于上、日光照耀。自龍泉山間、亂鳴鉦鼓、順流而下。吳晗前揭論文、『讀史劄記』二五一頁。

⑩ 溫則處賊洪再、使其徒來攻、其西、呂師襄以魔術、發于台之仙居。

⑪ 宋韓元吉『南澗甲乙稿』一九「處州東巖梁氏祠堂碑銘」

臘賊之黨洪載、果道松陽、襲據郡城。刳取大家財、散以募衆。又以妖術蠱郡民。置圓鏡案上、曰、可以照人罪業。卽獻出、肆屠戮。

⑫ 織田得能『佛教大辭典』五六二頁。

⑬ 敦煌出土「佛說十王經」に
第五七日、過閻羅王

讚曰、五七閻羅息靜聲 罪人心恨未甘情
策髮仰頭看業鏡 始知先世事分明

⑭ 臘之婦、紅妝盛飾、如后妃象。以鏡置胸懷間、就日中行、則光彩爛然。鏡傳以爲祥瑞。

⑮ 寶誌傳および寶誌信仰については、牧田諦亮「中國における民俗佛教成立の過程二」、寶誌和尚(中國近世佛教史研究、昭和三年、平樂寺書店)がある。

⑯ 以上は『長編』二二—9、七九—9、『宋會要』瑞異一—12、15、『佛祖統紀』四三等に據る。

⑰ 當時、誌公識のほか唐の李淳風らの推背圖がもてはやされた(重松俊章「唐宋時代の彌勒教匪」史淵三、昭和六年、一〇〇頁)が、一二〇回本『水滸傳』第一一〇回に、方臘が奉じたという推背圖の文「十千加一點、各盡始稱尊、縱橫過浙水、顯跡在吳興」を載せる。もとより虚構とはいえ、誌公識というののもこのようなものであったかも知れない。

⑱ 宋代マニ教の流通についてはとくに前掲牟潤孫論文に引用する史料に負うところが多い。

⑲ 先君登政和五年進士第、主台州寧海簿。會令去、攝其事。…李氏富而饒、家藏妖書、號二宗三際經。時節集鄭曲、醜香火祀神、元未嘗習也。姦人詭入伍中、通其女。既泄、卽告縣、逮送獄。……

⑳ 方臘反、台之仙居民應之。縱捕反黨及旁縣。一日、驅菜食者數百人至縣。丞尉皆曰可殺。先君爭不得。丞尉用賞秩。不贖

年、相繼死。皆見所殺爲厲云。

②① 『嘉定赤城志』三七、風土門

仙居舊有祖師堂 坐落當初白塔鄉 眼見菜頭落地 今人諱說

呂師囊

牟潤孫によれば、撰者李守謙は開禧三年（一二〇七）知台州となつた李兼の誤りであるという。

②② 『赤城志』一八、軍防門によれば、呂師囊の亂により、ここ

に白塔寨が置かれた。縣西三十五里にある。嘉定十五年（一二二二）齊守碩と臣僚の奏言に、當時この地はすでに開發されて聚落になつたとある。

②③ 『赤城志』三地里門に、黃巖縣南三十里に、宣和中に建てた德勝橋があり、寇をここで勦滅したので、德勝と名づけたとある。

②④ 德清縣鞠茹素者數十人、請論如律。君究其實。乃鄰邑鄉民、

因售薪致競、爲怨家訟訴、兩造俱斃、案中皆牽連者。

②⑤ この地域の經濟については、斯波義信『宋代商業史研究』

（一九六八年、風間書房）を参照。なお同氏は最近、唐末期の

江南の地域開發の實態を解明されつつあり、本題の社會的經濟的背景の詳細についても、氏の今後の成果に期待したい。

②⑥ ……兼嚴州產茶浩大、居民例以採摘爲衣食。（石林奏議卷一、

奏乞免嚴州遂安等三縣二稅和買狀）

②⑦ 湖南緣大兵大旱之後、繼以月椿重斂。又州郡縣道解得人。故

民力大段困乏、怨咨日甚。村落窮民、有私製緋衣巾、以俟

盜起者。（胡寅、斐然集一八、寄張相書）

Political Aspects of the Yellow Turban 黃巾 Revolt

—Chiefly in Connection with the Eunuchs—

Tsuneko Matsuzaki

Until now the revolt has been regarded as a peasants' revolt, or else it has been studied in its religious aspects. The relation between the revolt and the eunuchs has not yet been investigated, though the latter played an important part in the political situation of the late *Hou Han* 後漢 period. In the historical sources, however, there are quite a few references to the relations between them. Considering the importance of the eunuchs in this period we cannot regard those references as a mere accident. The relations between the revolt and the eunuchs, owing to the character of the sources, are described from the standpoint of the latter. On the other hand, however, the description makes it clear how the Yellow Turban party appealed to the eunuchs and court. It shows that the Yellow Turban revolt, which has been regarded as a peasants' revolt, was a great political movement which included the eunuchs. In this article the author proposes a new conception of the late *Hou Han* period through the analysis of the Yellow Turban revolt, especially in relation to the eunuchs.

The Fang La 方臘 Revolt and the Chi-cai-shi-mo 喫菜事魔 Sect

Masaaki Chikusa

It is commonly accepted that the Fang La Revolt at the end of the Northern Song 北宋 Dynasty was fomented by the *Chi-cai-shi-mo* or Manicheans. No contemporary authorities, however, report that Fang La was a Manichean. On the contrary, his "Yao-shu" 妖術 (*Sorcery*) was influenced rather by Buddhistic methods like those described in the *Chin-ji* 識記 section of the *Bao-zhi* 寶誌 and Ye-jing 業鏡 ("Mirror of

Karma”) It is said that Manicheism was introduced into Fu-jian 福建 and Liang-zhe 兩浙 during the Song period. It was, no doubt, being taught in Wen Zhou 溫州 and Tai Zhou 臺州 around the time of the revolt. It is therefore possible that people such as Lü Shi-nang 呂師囊 who rose in revolt in Tai Zhou in response to Fang La, were Manicheans. But there is no evidence that the religion had been introduced by this time into Mu Zhou 睦州, the center of the revolt. Moreover, it was only after the capture of Fang La and the destruction of the main force of the revolt that a ban was imposed on the practice of *Chi-cai-shi-mo*. The ban was, in fact, imposed as one of the means for suppressing the remnants of the revolt in the Tai Zhou region. Thus, Fang La himself and the main force of the revolt lead by him were not Manicheans, though Manicheans seemed to have joined this revolt in Wen Zhou and Tai Zhou.

The Revolt of Liu Liu 劉六 and Liu Qi 劉七

Genshō Nishimura

There were peasant rebellions all over China in the early sixteenth century. The rebellion of Liu Liu and Liu Qi was one of the greatest ones. Because of so-called “Huang hai” 皇害 (imperial incompetence) and the arbitrary behavior of local officials which was linked with it, the whole country fell into a panic, and at last there occurred a large scale peasant rebellion around the capital where the exploitation was the severest.

At first, in the 4th year of Zheng De 正德 (1509), the rebellion took the form of banditry, but, in the 6th year (1511), the rising spread to He-bei 河北, Shan-dong 山東, He-nan 河南, Shan-xi 山西, Jiang-su 江蘇, An-hui 安徽, and Hu-bei 湖北 provinces, then at last it was defeated in late July of 1512.

In July of 1511, at Cang-zhou 滄州, a program was adopted, which systematized tactics which had succeeded since the uprising began, and em-